

平成 31 年度 Y-PORT センターにおける横浜市内企業の技術・製品を活用した
案件形成・事業化支援業務
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第 1 条 「平成 31 年度 Y-PORT センターにおける横浜市内企業の技術・製品を活用した案件形成・事業化支援業務」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第 2 条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、業務説明資料及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第 3 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 実施体制等
- (3) 業務実績等
- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第 4 条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務遂行にかかる内容
- (2) 競争力の高い事業企画を作成するための実施方策
- (3) ワーク・ライフ・バランスに関する取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知す

る。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 プロポーザル評価委員会(以下、「評価委員会」という。)は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (2) ヒアリング
- (3) 提案書の評価
- (4) 評価の集計及び報告

2 評価委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	国際局政策総務課長
副委員長	国際局国際協力部長
委員	国際局国際連携課アジア大洋州担当課長、国際局国際技術協力担当課長、国際局政策総務課担当係長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を国際局入札参加資格審査・指名業者選定委員会(以下、「業者選定委員会」という。)に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 業者選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、平成31年3月27日から施行する。